

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

2026年2月26日

【発行者の名称】

株式会社アイガー
(I G E R I n c .)

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 木田 裕士

【本店の所在の場所】

東京都千代田区丸の内一丁目9番1号グラントウキョウノースタワー36階

【電話番号】

03-3212-5500 (代表)

【事務連絡者氏名】

取締役経営管理局长 武内 美由紀

【担当 J-Adviser の名称】

フィリップ証券株式会社

【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】

代表取締役社長 永堀 真

【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】

東京都中央区日本橋兜町4番2号

【担当 J-Adviser の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

<https://www.phillip.co.jp/>

【電話番号】

(03)3666-2101

【取引所金融商品市場等に関する事項】

東京証券取引所 TOKYO PRO Market

また、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

【公表されるホームページのアドレス】

株式会社アイガー

<https://field.ne.jp/>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに

上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第34期	第35期	第36期
決算年月	2023年11月	2024年11月	2025年11月
売上高 (千円)	1,353,762	1,427,286	1,592,045
経常利益 (千円)	21,759	61,297	105,125
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	14,408	36,294	73,834
包括利益 (千円)	15,374	36,688	74,384
純資産額 (千円)	352,252	372,110	429,665
総資産額 (千円)	700,323	744,220	824,770
1株当たり純資産額 (円)	345.35	364.81	421.24
1株当たり配当額 (円)	16.50	16.50	33.00
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益 (円)	14.13	35.58	72.39
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	13.71	34.52	70.26
自己資本比率 (%)	50.30	50.00	52.10
自己資本利益率 (%)	4.09	10.02	18.42
株価収益率 (倍)	84.9	33.7	16.6
配当性向 (%)	116.80	46.37	45.59
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	82,047	40,869	44,123
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△915	△193	△65,650
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△14,512	△17,804	△21,106
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	370,313	393,587	351,517
従業員数 (人)	94	93	102
(外、平均臨時雇用者数)	(3)	(4)	(4)

(注) 1. 第34期、第35期及び第36期の連結財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含みます。）は、年間平均雇用人数（1日8時間換算）を（ ）外数で記載しております。

2【沿革】

提出会社は、現在の代表取締役社長である木田裕士が大学生であった 1986 年 4 月に東京都中央区新川において、学生時代の大学サークル活動の一環として、一般企業から広報の仕事を受注し、「アイガーグループ」として活動を開始いたしました。その後、1990 年 7 月に株式会社アイガーとして設立いたしました。

設立以後の主な経緯は次のとおりであります。

年月	概要
1990 年 7 月	東京都中央区に広告代理業、印刷物、パンフレット、チラシ、卒業アルバム等の制作販売等を事業目的とした、株式会社アイガーを設立。
1990 年 8 月	総合大学より「卒業アルバム」を受注、自社制作を開始。
1992 年 9 月	株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメントと共同で「卒業アルバム」に添付する卒業記念CDの制作を開始。
1995 年 9 月	本社を東京都中央区「宮崎新川ビル」に移転。
1998 年 7 月	自社内に「ノンリニア映像編集設備」(注)1を導入、ムービー撮影の制作を開始。
2000 年 9 月	業務用スキャナー(注)2を導入、デジタルカメラによる撮影及びデータ最適化技術を導入し、社内完全デジタルデータ化を完了。
2001 年 6 月	DVDによる動画付「卒業アルバム」の受注、制作を開始。
2005 年 1 月	本社を東京都中央区「聖路加タワー」に移転。
2005 年 10 月	私立中高一貫校より「学校案内パンフレット」を受注、自社制作を開始。
2006 年 3 月	放送用カメラであるSONYハイビジョンカメラ「シネアルタ」を導入、テレビ番組の制作に対応。
2007 年 7 月	東京都葛飾区にハイビジョン(注)3設備を設置し、自社TVスタジオ「Kスタジオ」を新設。
2007 年 10 月	総合私立大学より「大学案内パンフレット」を受注、自社制作を開始。
2010 年 9 月	大阪府吹田市に大阪事業所を設置。
2012 年 1 月	東京都中央区に子会社、株式会社ダンデライオンを設立。
2012 年 2 月	米国に子会社、IGER America Corporation (連結子会社) を設立。
2014 年 7 月	本社を東京都千代田区「グラントウキョウノースタワー」に移転。
2017 年 2 月	名古屋市中村区に名古屋事業所を設置。
2017 年 5 月	株式会社ダンデライオンを清算。
2019 年 9 月	首都圏営業部を東京都千代田区「トラストタワー」に増設。
2020 年 2 月	福岡市博多区に福岡事業所設置。
2020 年 12 月	「学費ナビ」無料サービスを開始。
2021 年 1 月	「プライバシーマーク」を取得。
2022 年 6 月	東京証券取引所 TOKYO PRO Market に株式を上場。

(注) 1. ノンリニア映像編集設備

デジタルコンテンツ制作に必要となる映像を編集するためのシステムです。

2. スキャナー

文字や写真、絵などの原稿をデジタル画像データに変換する入力装置です。

3. ハイビジョン

高精細度テレビジョンです。

3【事業の内容】

当社グループは、当社及び IGER America Corporation（連結子会社）の2社により構成され、「可能性を信じ、常に新しい分野に挑戦をし続け、それを企業化していく」という企業理念のもと、教育機関（大学、高等学校、中学校、小学校、専門学校等）や一般企業（製造業、販売業、サービス業、金融機関等）向けに、ブランディング・プロダクション（注）1として、広告主の戦略的ブランド価値の追求にフォーカスした広告ブランディング事業を展開しております。

広告ブランディング事業のサービス領域は、とて多岐に渡り、ブランドガイドライン（注）2に則したC I（コーポレート・アイデンティティ）（注）3デザイン、紙媒体を中心としたグラフィックデザイン、P Cやスマートフォンサイトに向けたW e bデザイン、写真撮影から編集までを手掛けるフォトグラフィックデザイン、テレビ・ラジオ番組の制作及び映像コンテンツの制作、映像コンテンツに付随する教育プログラムの提供、各種イベント及び式典の企画運営、広告収入によりユーザーが無料で使えるG U I（グラフィカル・ユーザー・インターフェイス）（注）4パソコン通信サービスの提供等、数多くの制作実績を有します。

以下は、当社グループの販売実績の大部分を占める教育機関及び一般企業向けの広告・広報物につきまして主に記載いたします。

1990年の設立当時、一部の教育機関は、学校から学生への一方通行の情報発信が主流で、学生からの情報を吸い上げ、学校広報に活用する事例が少ない状況でした。そのことで、学生が本当に欲している情報が発信されていなかったり、学生の心を打つような広報活動が行われず、学校と学生の思いが乖離していることがありました。そこで、学校広報・学校イベントに代表される学校と学生及びステークホルダーとの情報共有による相互の関係形成・維持の重要性に目を向け、教育の意義・成果を効率的に広報することが、将来の学校広報のあり方につながると捉え、これを基軸にした各種提案を行ってまいりました。

近年では、総合私立大学や大手企業・中堅企業を中心に、広報活動において、自らのブランドの確立を重視するようになってきました。当社グループは、この新たな顧客ニーズに応えるため、学校案内パンフレットや学校W e bサイトの制作で培ってきた、若い感性を持つ今の学生に響く広告・広報物の作成ノウハウを活かし、教育機関に限らず、広く一般企業の採用広報マーケットを対象とした拡販活動を行っております。

当社グループの特徴は、以下のとおりです。

広告業界に広く浸透している、営業部門は受注までを業務とし、制作段階で広告主とのやり取りには入らず、制作部門が広告主とやり取りをして制作、納品を行う、「営業部門と制作部門の硬直的な分業」や、「文字・色彩を適正にする校正」、「文章の内容・体裁を適正にする校閲」の繰り返しによる制作物の納品では、十分なサービスの提供はできないと考えております。当社では、広告主と制作側のスタッフ（グラフィックデザイナー、W e b・I Tデザイナー、フォトグラファー、ライター、マーケター、写真モデル、スタイリスト、ヘアアーティスト等）との間に営業企画部門を設け、すべて対面により両者の意図を繋ぎ合わせ、広告主のイメージを具現化する感度をもったディレクション業務が不可欠と考え、広い専門性を有する営業企画部門を組織化しております。そのため、教育・研修は基より、常に制作側のスタッフとの意見交換による専門性の知識の習得に努めております。

当社は、制作形態について、効率だけを考えた「制作業務の再委託」では、十分なサービスの提供はできないと考えておりますのでグラフィックデザイナー、W e b・I Tデザイナー、フォトグラファー等の制作側のスタッフを社内の制作部門として組織化し、制作物の品質を下げることなくコントロールが効く体制を構築しております。内製化された制作部門の構築により、営業企画部門との迅速な打合せや同部門による正確なディレクション業務が活かされることになります。これにより、広告主、当社営業企画部門、当社制作部門の連携が強化され、ブランド構築を目的とした、顧客ニーズを反映した制作物の提供が可能になります。

当社のコンペティションへの参加状況は、国公立に代表される価格の競争による入札制度が非常に少なく、私立の教育機関や一般企業等の広告・広報物のクリエイティブ性の競争によるプレゼンテーション制度が大部分を占めます。これは当社がプレゼンテーション制度によるコンペティションを得意としており、過去3年間の成約率は平均約50%となります。

この高い成約率は、独自の企画提案方法「B B C提案システム」の採用により可能となりました。このシステムは、当社3名のクリエイターが、①Basic案（広告主の過去の広報実績を踏まえた大きく冒険はしない提案）、②Bright案（広告主の現在の環境条件下で広報物やブランディングを最大限発展させた提案）、③Clever案（広告主の未来を提示する将来採用すべき戦略を示す提案）という、それぞれまったく異なるデザインの方向性、コンテンツアイデアで企画デザイン案を作成し、広告主の想像を超える進むべき将来像から、広告主をとりまく現在の環境下で実施できる現実的な落とし所まで提案することで、広告主は様々な視点でより効果的な広報戦略を選択できることとなります。

当社グループは、広告ブランディング事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載は省略しておりますが、当社グループが有する事業概要・特徴は以下のとおりです。

グラフィックデザイン

主にグラフィックデザインを用いた学校・企業紹介のパンフレット、リーフレット、ポスター、学報・社内報、情報誌などの紙媒体の制作を担っております。当社独自の手法として、広告主へのプレゼンテーションを行う前に、社内のプレゼンテーションを経て、その時々への依頼に適した社内の制作担当者のグループを選定することで、選定したグループのメンバーのいろいろな目線から役割の違う絵柄やアイデアを広告主に提示しながらグラフィックデザインを行って参ります。これは、広告主にとって進むべき将来像を意識しながら、現実的な今の落とし所を決定していく社内手法であり、広くは広告主に対してグラフィックデザインに限った二次元的な平面のデザインのみならず、選定したグループのメンバーによるWebデザインの目線やPR（Public Relations）の目線等、いろいろな目線から立体的なブランディング提案を可能にしております。

Web・ITデザイン

主にスマートフォン用・PC用の学校・企業紹介ホームページ、連動するムービー、連動するアプリなどの制作を担っております。当社独自の手法として、広告主の要望への迅速な対応とデザインどおりのプログラミングを行いやすくするために、Webデザインのイメージ・枠組みの設計作業を行うデザイン業務とコーディング作業等を行うプログラミング業務を分業化しておりません。このデザイン業務とプログラミング業務を同一の担当者が行うことにより、画一的なデザイン・設計になりやすく、顧客ニーズを幅広く形にすることができます。

PRマーケティング戦略の立案とコンサルティング

主にグラフィックデザイン、Web・ITデザイン、写真・ムービー撮影等の制作の前段階でクライアントニーズをより充足するためのPRマーケティング戦略の立案をしております。当社独自の手法として、広く知れわたっているビッグデータをマーケティング・データに流用するのではなく、当社独自システム「Iger Brand Identity System (I-BIS)」を開発・使用しております。I-BISにより、広告目的に即したビジュアルイメージに関する意識調査を広告主が対象とするターゲット層（人）へ行うことでピンポイントの調査結果を取得することが可能となります。

この調査結果を制作の起点としながら、制作物が完成するまでの制作過程においても、調査結果から導いた広告・広報物にとっての最適なストーリー性を策定し、ブランドの構築へと繋げる戦略的なコンサルティングを立案しております。

写真・ムービー撮影

制作の過程において、ありのままの素材（被写体）を、高い完成度で撮影する技術はとても重要な要素となります。当社では、長年培った撮影手法を「シネマ撮り」と呼んでおり、教育機関や企業のパンフレットに使われる写真画像を映画のワンシーンのようにストーリー性を帯びて、流れるような作品に仕上げる技術を有しております。また、撮影方針「人に喜ばれる写真・ムービー」を掲げ、日々実践しております。

当社の社内フォトグラファーは、自社スタジオ施設「Kスタジオ」にて、主にビューティー、ファッション、フード等の静止画であるスチールショットを、撮影技術は基より数多くの周辺機材の取扱いや巧みに光を取り入れた撮影方法等を駆使して撮影を行っております。また、ロケーション先に出向いた撮影では、主に人物画であるポートレート、建築物画であるアーキテクチャー、景観画であるランドスケープ等を上記のPRマーケティング戦略を立案する中で決定されたストーリー性に従った撮影をしております。

当社グループのサービスの地域フォロー体制は、以下のとおりです。

首都圏・東日本を管轄する東京本社、関西圏を管轄する大阪事業所、中部圏を管轄する名古屋事業所、九州圏を管轄する福岡事業所及び米国圏を管轄する米国ニューヨークの子会社を各拠点として運営を行っております。

(注) 1. ブランディング・プロダクション

ブランドを構築するための取り組み等を行う制作企業です。

2. ブランドガイドライン

ブランドイメージを維持するための指標や指針です。

3. CI（コーポレート・アイデンティティ）

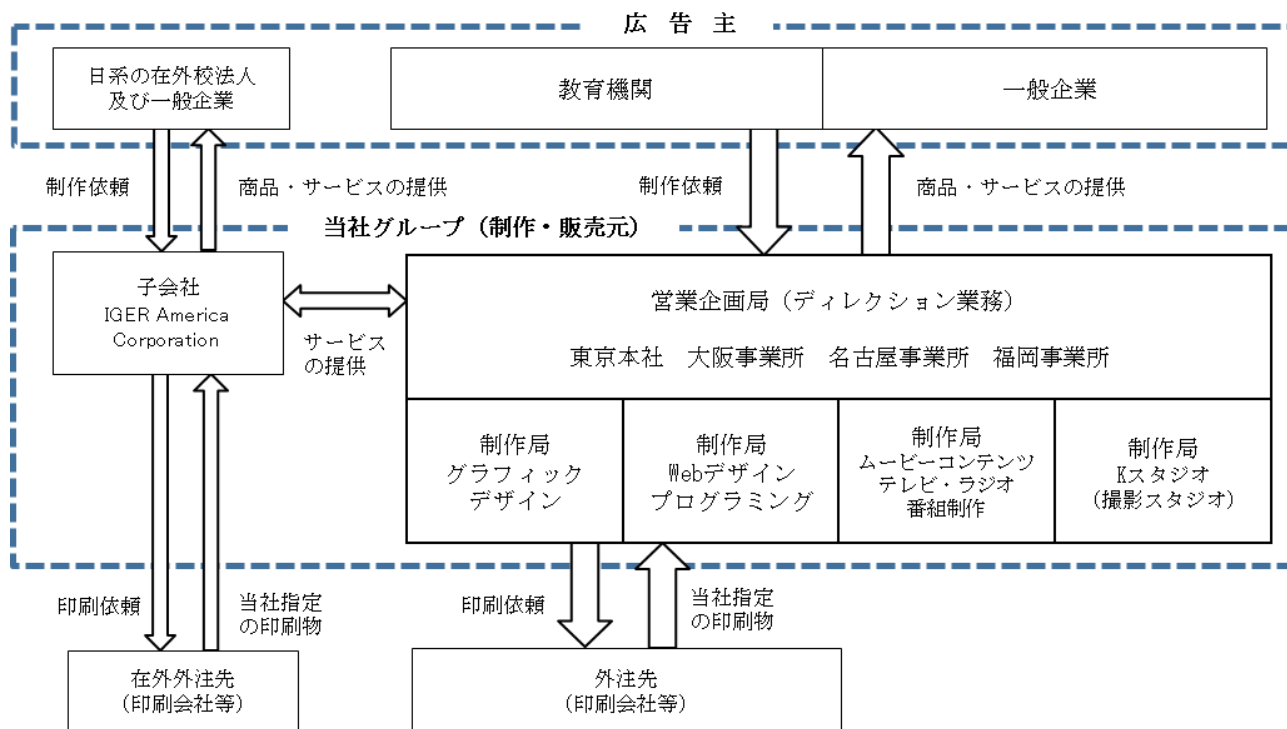
企業文化の特性や独自性をイメージ、デザイン、メッセージ等で発信し存在価値を高めていく概念です。

4. GUI（グラフィカル・ユーザー・インターフェイス）

パソコン等の画面上で、アイコンやメニューの操作対象や選択項目を表示し、それをマウスや指先のタッチ等で操作できる仕組みの総称です。

[事業系統図]

事業系統図は、次のとおりです。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社)					
IGER America Corporation	米国 ニュー ヨーク州	20,820	広告ブランディング事業	100.0	当社グループの米国における広告代理事業をしております。 役員の兼任関係があります。

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。
 2. 特定子会社に該当する会社はありません。
 3. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年11月30日現在

セグメントの名称	従業員数 (人)
広告ブランディング事業	102(4)
合計	102(4)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含みます。）は、年間の平均雇用人数（1日8時間換算）を（ ）外数で記載しております。
 2. 当社グループは広告ブランディング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 発行者の状況

2025年11月30日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
102(4)	37.9	5.6	4,469

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含みます。）は、年間の平均雇用人数（1日8時間換算）を（ ）外数で記載しております。
 2. 平均年間給与には、賞与及び基準外賃金を含んで記載しております。
 3. 当社は広告ブランディング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、円安によるインバウンドやEXPO2025大阪・関西万博の旺盛な需要に支えられ雇用・所得環境が改善する中で、力強い回復が続くことが期待されておりましたが、ヨーロッパや中東の紛争激化、米国の自国優先的な政策や、円安、資源価格の上昇等、海外景気の下揺れがわが国の景気を下押ししており、依然として先行きが不透明な状況にあります。

当社グループが事業展開する国内広告市場も、大幅な物価高により仕入価格が上昇し、厳しい状況となっております。

当社グループは、企業理念として「可能性を信じ、常に新しい分野に挑戦を続け、それを企業化していく」を掲げ、ブランディング・プロダクションとして35年の実績と経験に基づく広告営業力と、独自の社内制作一貫体制で広告から空間まで様々なメディアを組み合わせた付加価値の高いブランディングを支援できる「提案力」と「クリエイティブ力」を活かし、少子高齢化に伴う新入学生や企業の新卒需要に対して広告戦略・広告制作の提案を進めてきた結果、受注残高は1,116,268千円と翌連結会計年度に向けて順調な営業活動を進めております。

当連結会計年度の売上高は1,592,045千円（前連結会計年度比11.5%増）、営業利益は107,023千円（前連結会計年度比69.2%増）、経常利益は105,125千円（前連結会計年度比71.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は73,834千円（前連結会計年度比103.4%増）となりました。

なお、当社グループは広告ブランディング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、351,517千円となり、前連結会計年度末と比較して42,070千円減少いたしました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は、44,123千円（前連結会計年度比3,254千円増加）となりました。これは主として、税金等調整前当期純利益105,125千円、未払費用の増加13,390千円等の増加要因があった一方で、棚卸資産の増加額35,613千円、法人税等の支払額28,776千円、売上債権の増加額15,371千円等の減少要因によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、65,650千円（前連結会計年度比65,457千円減少）となりました。これは主として、差入保証金の差入による支出55,460千円、有形固定資産の取得による支出5,190千円等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、21,106千円（前連結会計年度比3,302千円減少）となりました。これは長期借入れによる収入100,000千円、長期借入金の返済による支出104,276千円、配当金の支払額16,830千円によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注状況

当連結会計年度の受注実績を示すと、次のとおりであります。

なお、当社グループは、単一セグメントのため、広告ブランディング事業の受注実績を記載いたします。

セグメントの名称	受注高（千円）	前年同期比（%）	受注残高（千円）	前年同期比（%）
広告ブランディング事業	1,667,313	102.7	1,116,268	97.8

(3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績を示すと、次のとおりであります。

なお、当社グループは単一セグメントでありセグメント情報を記載していないため、サービス別に記載しております。

サービスの名称	当連結会計年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)	前年同期比 (%)
教育機関向け (千円)	1,387,781	109.4
一般企業向け (千円)	204,263	128.5
合計 (千円)	1,592,045	111.5

(注) 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が10%以上となる相手先がないため記載を省略しております。

3【対処すべき課題】

当社グループの対処すべき課題は、以下と認識しております。

当社グループは、企業行動規範を遂行するために、健全な利益と成長を実現し、企業価値を持続的に向上させることが重要と考えております。

① 事業基盤の強化

当社グループの事業基盤の強化の課題は、以下と認識しております。

- a 総合私立大学向けに学校広報のブランディングを手掛けているという実績を活かした、総合私立大学以外の上場企業を中心とした企業への拡販活動。
- b 大都市圏（首都圏、関西圏、中部圏、九州圏）に人材を集中的に配置してきたが、今後は大都市圏以外の市場への人材配置及び拡販活動。

当社グループでは、この状況に対処するため、上場企業及び大都市圏以外の広告主の多様化するニーズの把握に努めるとともに、先端の制作技術・営業企画力の強化に努めて参ります。

② 制作技術の強化

広告主のニーズの多様化は、広告主の情報を文章・画像・映像等のコンテンツとして表現し、提案するコンサルティング業務（コンテンツ・コンサル）の領域に加え、広告主自らがメディアを所有し、見る側に直接発信するオウンドメディア（注）の潮流等にあわせた、各種各様な提案が求められると想定しております。当社グループでは、広告主の多様化するニーズに的確な提案を行うため、広告主の情報をオウンドメディアに掲載・表現し、提案するコンサルティング業務（オウンドメディア・コンサル）の領域まで網羅する技術・ノウハウの取得等に努めて参ります。

③ 営業企画力の強化

当社グループの特徴のひとつである営業企画部門と印刷等を除いた外注や再委託を行わない内製化された制作部門との強い連携は、営業企画部門の広い専門知識の向上により強固になると考えております。当社グループでは、営業企画研修はもとより、制作部門とのクリエイティブな感性を高めるための意見交換の場をさらに設け、より制作部門の視点に近いディレクション業務の強化に努めて参ります。

④ 優秀な人材確保

教育機関以外の広告主及び首都圏、関西圏、中部圏、九州圏以外の広告主への販路の拡大は、当社グループの方針であり、これに伴いすべての部門に、新卒採用はもとより即戦力となる中途採用による積極的な人材確保を行い、優秀な人材確保に努めて参ります。また、今後はさらに持続的な当社グループの成長を支える人材の育成を推し進め、新入社員研修等の活動の強化に努めて参ります。

⑤ 基幹システムの強化

当社グループは、基幹システムである販売管理システムをクラウドシステムに置き換え、販売管理業務・デザイン制作業務・決算業務とのデータ連携を行い、事務業務の負荷軽減を行ってまいりました。当社グループは、今後もこれら基幹システムの継続的な強化を対処すべき課題と考え、すべての部門の更なる事務業務の軽減に努めて参ります。

⑥ 社内管理体制の向上

当社グループは、事業環境の変化に適応しつつ、持続的な成長を維持していくために、内部監査業務に特命者を選任いたしました。今後はさらに経営者が事業リスクなどを速やかに把握できる体制の構築を一層図る方針であります。また、法令及び規則の遵守をより確実に実践するために取締役会、コンプライアンス委員会、管理部門や内部監査部門の機能強化と社内の徹底した情報共有化のための改革に順次努めて参ります。

（注）自社発行の広報誌やパンフレット、インターネットの自社サイト等企業自ら所有し、消費者に向けて発信するメディア。

4【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。

当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

(1) 当社グループの事業活動におけるリスク

(1) 国内の景気動向の影響について

広告業の業績は、一般的に景気動向、特に個人消費動向をもとにした広告支出動向の影響を受ける傾向があります。当社グループは、競争優位性を維持し高めるべく、出稿量より広告の質の向上に努めるなど様々な施策を講じております。しかし、必ずしもこのような施策が成功し競争優位性の維持につながるとは限らず、新規顧客獲得効率の悪化や既存顧客との取引が終了する場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(2) 災害・事故等に係るリスク

企業や、学校法人の広告宣伝・広報関連予算は自然災害、電力その他の社会的インフラの障害、流通の混乱、大規模な事故、伝染病、戦争、テロ、政情不安、社会不安等が発生した場合、当社グループの業績に影響を与えやすい傾向にあります。したがって、これらの災害・事故等が発生した場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

特に、新型コロナウイルス等の感染症の蔓延等の要因により、景気が後退し、広告市場に影響を与える可能性があります。当社では、オープンキャンパス等のイベントや就職イベントのオンライン化などを積極的に進める対応を行っておりますが、世界経済の動向によっては、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(3) 少子化の影響について

当社グループの主たる取引先である教育機関においては、少子化の影響を大きく受け、長期的な学生の獲得確保が重要な課題となっており、学校法人全体として少子化の課題に直面しております。

このような状況下で当社グループにおきましては、これまで以上に学校広報活動の重要性がクローズアップされ、当社グループの広告ブランディング事業の差別化施策には優位にはたらく可能性がある一方で、これらの差別化施策が効果的に行われない場合は、教育機関そのものの数が減少し、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(4) 人材の確保について

当社グループは、今後も積極的に事業を拡大していく方針であり、これに伴い広告ブランディングを行う人材の確保が必要であると認識しております。新卒採用はもとより即戦力となる中途採用についても積極的に行うとともに、今後は教育研修等による人材の育成についても取り組み、新しい人事制度を導入していく方針であります。しかしながら、計画通りに優秀な人材の確保や育成ができなかった場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(5) 競合について

当社グループの教育機関の広告ブランディング事業においては、競争企業が複数存在しております。近年、コストを重視する顧客に向けて、低価格路線で価格競争力の優位性を謳った他の広告会社の動きもあり、業界の競合状態が激しくなる可能性があります。

これらの顧客のニーズや広告業界の変化に対し、当社グループが適時・適切に対応できなかった場合には、当社グループの業界における販売シェア低下等により、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(6) 自主メディア開発について

当社グループによる自主メディア開発の制作実績を基に、将来の広告主のニーズの多様化に対応するため、自主メディア開発の新しい技術及びノウハウの取得等に努めて参ります。

これらの顧客のニーズや広告業界の変化に対し、当社グループが適時・適切に対応できなかった場合には、当社グループの業界における販売シェア低下等により、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(7) 海外業務について

当社グループにおいては、子会社として米国ニューヨーク州に、IGER America Corporation があります。現時点では、国内における事業活動を中心に経営基盤の強化を図っており、海外子会社のグループ業績への影響は軽微であるものの、今後、事業規模の拡大に取り組む中で、将来的には海外への事業展開も視野に入れております。

しかし、海外での事業には、異なる政治・文化・社会・法規制・商慣習に起因する様々な問題が発生することがあり、また、為替リスクが根源的に付随しております。

当社グループが計画通りに海外業務を展開できなかった場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(8) 法的規制等によるリスク

広告主の広告活動には、「不当景品類及び不当表示防止法」、「著作権法」、「商標法」及び「特定商取引法」等の法的規制や、広告業界が定める広告掲載基準、広告考査基準等の自主規制が適用されます。これらの法的規制や自主規制の強化、新設及び文部科学省の私学助成に関する方針の変更等によって、当社グループの得意先である広告主の広告活動が制限される等の事態が発生した場合には当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

また、当社グループは、中心となる広告業そのものには業法規制はないものの、付随する業務で「下請代金支払遅延等防止法」及び「個人情報保護法」その他の企業活動規制法の適用を受けております。現状においては当社グループに重大な影響を与える懸念はないと考えておりますが、今後これらの法的規制の改廃ないし新たな法規制の制定等の動向によっては、規制対応のための費用の増加等により、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(9) 個人情報管理について

当社グループは、業務の性質上、卒業アルバムや自社メディア等にて個人情報を保有・管理しております。当社は、2021年1月にPマークを取得しております。当社グループにおいては、各々の部署が個人情報保護法の定める義務規則を遵守し業務を遂行しているかを内部監査上の監査項目として十分にチェックしており、個人情報保護に向けた体制が整備されているものと認識しておりますが、予期せぬ事態によって、義務規則に違反し、同法に基づく勧告もしくは命令又は罰則を受けるようなこととなった場合には、Pマーク認定の取り消しに伴う当社グループの信用の低下、当社グループに対する損害賠償請求等によって、当社グループの業績及び事業に影響を与える可能性があります。

(10) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社グループは2016年11月24日、2017年8月23日、2017年11月17日の計3回の取締役会決議に基づき、当社グループの取締役、監査役、従業員に対して新株予約権（ストック・オプション）を付与しております。2026年1月31日現在の新株予約権による潜在株式は30,887株であります。

これらは、当社グループの業績向上への意欲と士気を高めることを目的として実施しており、必ずしも既存株主の利害と相反するものではないと考えておりますが、新株予約権の行使が行われた場合には、当社株式の1株当たりの価値及び議決権割合が希薄化することにより、企業価値の低下や既存株主の利益減少につながる可能性があります。

今後も意欲と士気を高めるため、新株予約権を発行する可能性があります。

(11) 紛争・係争について

当社グループは、当連結会計年度において、損害賠償を請求されている事実や起訴・提訴されている事実はありません。しかし、外部侵入等による機密情報の漏洩等、予期せぬトラブルが発生した場合、又は取引先との関係に何かしらの問題が生じた場合等、これらに起因した損害賠償の請求をされる可能性があります。その場合、損害賠償の金額、起訴の内容及び結果によっては、当社グループの財政状態や業績に影響を与える可能性があります。

(12) 配当政策について

当社グループは、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつと位置付けてうえて、財務体質の強化と有能な人材確保に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としております。今後も中長期的な視点にたつて、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入することにより持続的な成長と企業価値の向上並びに株主価値の増大に努めて参ります。

しかし、重要な事業投資を優先する場合やキャッシュ・フローの状況によっては、配当を実施しない、あるいは予定していた配当を減らす可能性もあります。

(13) 季節変動について

当社グループの四半期における売上は、第2四半期、第3四半期に集中する傾向があります。これは顧客の中心である教育機関等が、当社の納入した商品を実際に広告・広報物として使用する時期が集中するもので、年度末の広告

予算等に起因するものではありません。当社グループにおいては、企業への営業強化等により、季節変動要因の平準化に努めておりますが、何らかの内部要因又は外部要因により、第2四半期、第3四半期における売上が減少するような場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

なお、第36期連結会計年度における各四半期連結会計期間別の売上高および営業利益の推移は、以下のとおりであります。

第36期連結会計年度（自2024年12月1日 至2025年11月30日）										
	第1四半期		第2四半期		第3四半期		第4四半期		通期	
	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
売上高	229,770	14.4	885,102	55.6	360,664	22.7	116,506	7.3	1,592,045	100.0
営業利益	△24,230	△22.6	249,838	233.4	10,400	9.7	△128,984	△120.5	107,023	100.0

(注) 第36期連結会計年度における各四半期の売上高および営業利益の推移につきましては、EY新日本有限責任監査法人の四半期レビューは受けておりません。

(14) 代表取締役社長に対する依存について

当社代表取締役社長である木田裕士は、経営方針や経営戦略等、当社の事業活動全般において重要な役割を果たしております。当社は事業拡大に伴い、同氏に過度に依存しない経営体質の構築を進めておりますが、同氏による大阪事業所の賃貸保証があり、何らかの理由により同氏の業務遂行が困難となった場合には、当社グループの財政状態や経営成績に影響を与える可能性があります。

(15) J-Adviser との契約について

当社は、(株)東京証券取引所が運営している証券市場 TOKYO PRO Market に上場しております。当社では、フィリップ証券(株)を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2021年12月30日にフィリップ証券(株)との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)（以下「乙」という）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限り）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び、b に定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限り）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

a 次の (a) 又は (b) に定める場合に従い、当該 (a) 又は (b) に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の (a) 及び (b) に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前 a の (a) に規定する見込みがある旨及びその理由又は同 (b) に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の (a) 又は (b) に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する）の日

(a) TOKYO PRO Market の上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合、当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む）についての書面による報告を受けた日）

c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（③ b の規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないことと乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てのために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う）。

d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。

f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰株式売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑱株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を 1 株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合。

⑲反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑳その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当連結会計年度末における流動資産の残高は605,763千円となり、前連結会計年度末と比較して17,024千円増加いたしました。これは主として現金及び預金の減少 42,070千円、仕掛品の増加 35,613千円、売掛金の増加 15,371千円によるものです。

(固定資産)

当連結会計年度末における固定資産の残高は219,006千円となり、前連結会計年度末と比較して63,525千円増加いたしました。これは主として差入保証金の増加 54,050千円、投資有価証券の増加 5,000千円によるものです。

(流動負債)

当連結会計年度末における流動負債の残高は250,003千円となり、前連結会計年度末と比較して25,829千円増加いたしました。これは主として未払費用の増加 13,402千円、前受金の増加 6,766千円、未払法人税等の増加 5,658千円によるものです。

(固定負債)

当連結会計年度末における固定負債の残高は145,102千円となり、前連結会計年度末と比較して2,834千円減少いたしました。これは長期借入金の減少 2,834千円によるものです。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産の残高は 429,665千円となり、前連結会計年度末と比較して 57,554千円増加いたしました。これは主として利益剰余金の増加 57,004千円によるものです。

(3) 経営成績の分析

当連結会計年度における経営成績については、「1 業績等の概要 (1) 業績」に記載の通りであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの概況については、「1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載の通りであります。

(5) 経営者の問題意識と今後の方針について

「3 【対処すべき課題】」に記載しております。

(6) 継続企業の前提に関する重要事象等の対応策

該当事項はありません。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度において重要な設備の取得、除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。

なお、当社グループは広告ブランディング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(1) 発行者

2025年11月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価額					従業員数 (名)
		建物 (千円)	土地 (千円) (面積㎡)	機械装置 及び運搬具 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都千代田区)	本社機能	1,591	—	0	5,278	6,869	90 (4)
Kスタジオ (東京都葛飾区)	広告撮影 設備	22,565	30,851 (104.53)	—	0	53,416	—
大阪事業所 (大阪府大阪市北区)	事業所機能	0	—	0	—	0	4
名古屋事業所 (愛知県名古屋市中村区)	事業所機能	1,126	—	0	435	1,562	4
福岡事業所 (福岡県福岡市博多区)	事業所機能	941	—	119	585	1,647	4

- (注) 1. 設備の種類別の帳簿価額のうち「建物」は、建物と建物附属設備の合計であります。
 2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含みます。）は、年間平均雇用人数（1日8時間換算）を（ ）外数で記載しております。
 3. 上記以外に、賃借している主要な設備は以下のとおりであります。

2025年11月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	年間賃借料 (千円)
本社 (東京都千代田区)	本社機能	81,370
大阪事業所 (大阪府大阪市北区)	事業所機能	6,231
名古屋事業所 (愛知県名古屋市中村区)	事業所機能	13,538
福岡事業所 (福岡県福岡市博多区)	事業所機能	9,091

3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	連結会計年度末現在発行数(株) (2025年11月30日)	公表日現在発行数(株) (2026年2月26日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,280,000	3,210,000	1,070,000	1,070,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株となっております。
計	4,280,000	3,210,000	1,070,000	1,070,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権（2016年11月24日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (2025年11月30日)	公表日の前月末現在 (2026年1月31日)
新株予約権の数(個)	4,315	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	21,575(注)1	21,575(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	48(注)2	48(注)2
新株予約権の行使期間	自 2018年11月25日 至 2026年11月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 48 資本組入額 24	発行価格 48 資本組入額 24
新株予約権の行使の条件	①新株予約権の割当を受けた者は権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は使用人の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合等正当な理由があり、当社取締役会において認められた場合はこの限りではない。 ②新株予約権の割り当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 ③その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入れ、その他一切の処分をできないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、5株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合及び当社が株式分割を行う場合、当社は行使価額を調整することができるものとする。

新株予約権の割当日後に行使価額を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

なお、上記計算式中の「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

第2回新株予約権（2017年8月23日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (2025年11月30日)	公表日の前月末現在 (2026年1月31日)
新株予約権の数(個)	2,220	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	11,100(注)1	11,100(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100(注)2	100(注)2
新株予約権の行使期間	自 2019年8月26日 至 2027年6月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 100 資本組入額 50	発行価格 100 資本組入額 50
新株予約権の行使の条件	①新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は権利行使時においても、当社の取締役、監査役、従業員または顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了による退任または定年退職、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 ②新株予約権の行使は、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。 ③新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の行使は認めないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入れ、その他一切の処分をできないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、5株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合及び当社が株式分割を行う場合、当社は行使価額を調整することができるものとする。

新株予約権の割当日後に行使価額を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

なお、上記計算式中の「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

第2-2回新株予約権（2017年11月17日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (2025年11月30日)	公表日の前月末現在 (2026年1月31日)
新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	100(注)1	100(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100(注)2	100(注)2
新株予約権の行使期間	自 2019年11月29日 至 2027年9月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 100 資本組入額 50	発行価格 100 資本組入額 50
新株予約権の行使の条件	①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は権利行使時においても、当社の取締役、監査役、従業員または顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了による退任または定年退職、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 ②新株予約権の行使は、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。 ③新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の行使は認めないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入れ、その他一切の処分をできないものとする。	同左
代用払込みにに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、5株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合及び当社が株式分割を行う場合、当社は行使価額を調整することができるものとする。

新株予約権の割当日後に行使価額を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

なお、上記計算式中の「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(3) 【M S C B等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2018年8月9日 (注)	856,000	1,070,000	—	17,000	—	—

(注) 株式分割(1:5)によるものです。

(6) 【所有者別状況】

2025年11月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	3	—	—	2	5	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	5,201	—	—	5,499	10,700	—
所有株式数 の割合 (%)	—	—	—	48.61	—	—	51.39	100	—

(注) 自己株式 50,000 株は「個人その他」に含めて記載しております。

(7) 【大株主の状況】

2025年11月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社グローバルデントリープロジェクト	千葉県千葉市緑区あすみが丘六丁目11番5号	500,000	49.02
木田 裕士	東京都江東区	499,900	49.01
株式会社テラ	神奈川県鎌倉市由比ガ浜二丁目2番37号	10,100	0.99
株式会社文化放送	東京都港区浜松町一丁目31番	10,000	0.98
計	—	1,020,000	100.00

(注) 1. 当社は、自己株式を50,000株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年11月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 50,000	—	自己株式
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,020,000	10,200	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株となっております。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,070,000	—	—
総株主の議決権	—	10,200	—

② 【自己株式等】

2025年11月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社アイガー	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号グラントウキョウノースタワー36階	50,000	—	50,000	4.67
計	—	50,000	—	50,000	4.67

(9) 【ストックオプション制度の内容】

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第2-2回新株予約権
決議年月日	2016年11月24日臨時株主総会決議	2017年8月23日臨時株主総会決議	2017年11月17日臨時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 元当社取締役 1名 (注1)	当社取締役 4名 元当社取締役 1名 当社監査役 3名 当社従業員 57名 (注2)	当社従業員 4名 (注3)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	同上	同上	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上	同上	同上
新株予約権の行使期間	同上	同上	同上
新株予約権の行使の条件	同上	同上	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上	同上
代用払込みに関する事項	—	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—	—

- (注) 1. 2026年1月31日現在、退職者による権利失効等により付与対象者の区分及び人数は、取締役3名となっております。
2. 2026年1月31日現在、退職者による権利失効等により付与対象者の区分及び人数は、取締役4名、監査役3名、従業員23名となっております。
3. 2026年1月31日現在、退職者による権利失効等により付与対象者の区分及び人数は、従業員0名となっております。

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (—)	—	—	—	—
保有自己株式数	50,000	—	50,000	—

3 【配当政策】

当社グループは、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつと位置付けたうえで、財務体質の強化と有能な人材確保に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としております。今後も中長期的な視点にたつて、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入することにより持続的な成長と企業価値の向上並びに株主価値の増大に努めて参ります。

当社グループは、期末配当の年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会であります。

なお、当社は、取締役会の決議によって、毎年5月末日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

当事業年度（第36期）の剰余金の配当につきましては、上記方針に基づき1株当たり33.0円の配当を実施することを決定しました。なお、内部留保資金の使途につきましては、今後の事業拡大を見据えた経営環境の変化に対応する事業展開に備え、ブランド構築に関わるコンサル業務に基軸をおいた広告代理店として、市場ニーズに応えるクリエイティブな技術・開発体制の強化に投資して参ります。

基準日が第36期事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）
2026年2月26日 定時株主総会決議	33,660	33.0

4 【株価の推移】

（1）【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第34期	第35期	第36期
決算年月	23年11月	24年11月	25年11月
最高（円）	—	—	—
最低（円）	—	—	—

（注）1. 最高・最低株価は東京証券取引所 TOKYO PRO Market におけるものであります。

2. 当社株式は、2022年6月22日に東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場しております。それ以前の株価について該当事項はありません。

3. 第34期、第35期及び第36期の株価につきましては、売買実績がないため記載しておりません。

（2）【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	25年6月	25年7月	25年8月	25年9月	25年10月	25年11月
最高（円）	—	—	—	—	—	—
最低（円）	—	—	—	—	—	—

（注）1. 最高・最低株価は東京証券取引所 TOKYO PRO Market におけるものであります。

2. 2025年6月から11月までにおいては、売買実績がありません。

5【役員の状況】

男性7名 女性2名（役員のうち女性の比率 22.2%）

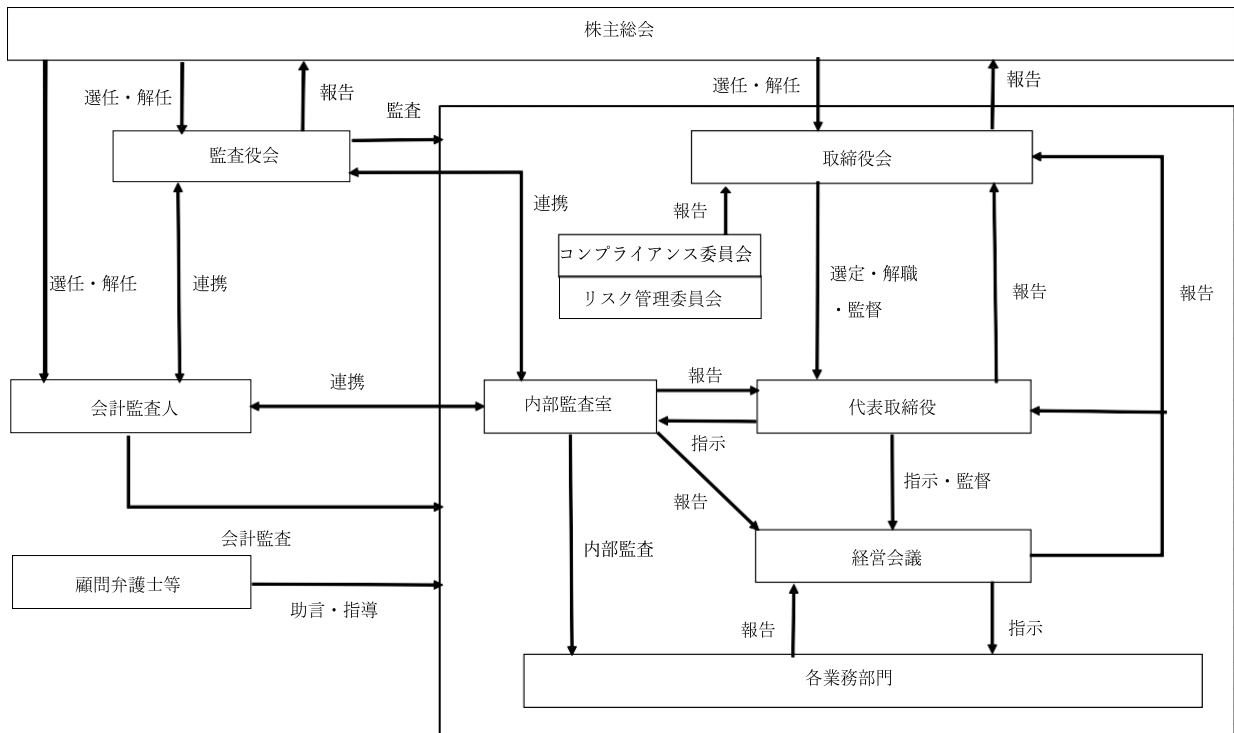
役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数 (株)
代表取締役	社長	木田裕士	1968年3月5日生	1990年7月 当社設立代表取締役社長就任（現任） 2006年5月 株式会社東京技研取締役就任 2012年2月 IGER America Corporation CEO 就任（現任） 2018年1月 株式会社東京技研取締役退任	(注) 3	(注) 5	999,900
取締役	営業開発 局長	松田恵子	1974年1月23日生	1994年4月 当社入社 1995年4月 当社営業企画局主任 1997年4月 当社営業企画局課長代理 2000年4月 当社営業企画局課長 2010年4月 当社営業企画局部長 2015年12月 当社取締役営業企画局長就任 2019年10月 当社取締役営業開発局長（現任）	(注) 3	(注) 5	—
取締役	経営管理 局長	武内美由紀	1970年4月7日生	1991年4月 武藤工業株式会社入社 1992年4月 当社入社 1994年4月 当社営業企画局主任 1996年4月 当社営業企画局課長代理 1999年4月 当社営業企画局課長 2013年6月 当社経営管理室長 2015年12月 当社取締役経営管理局長就任 （現任）	(注) 3	(注) 5	—
取締役	営業企画 局長	大場太一朗	1976年9月10日生	2000年4月 株式会社ピーアールライフ入社 2005年8月 コモンズ株式会社入社 2009年4月 株式会社アクティブ入社 2011年1月 株式会社スクリーンスタイル入社 2011年12月 当社入社 2012年4月 当社営業企画局統括主任 2012年9月 当社営業企画局課長代理 2013年9月 当社営業企画局課長 2013年10月 当社大阪事業所長 2014年4月 当社営業企画室次長 2015年12月 当社取締役大阪事業所長就任 2019年10月 当社取締役営業企画局長（現任）	(注) 3	(注) 5	—
取締役	制作局長	神谷侑昇	1982年11月22日生	2005年10月 有限会社セカンドライン入社 2007年4月 株式会社イグザック入社 2009年8月 当社入社 2010年4月 当社主任 2010年10月 当社課長代理 2016年4月 当社課長 2019年10月 当社部長 2021年2月 当社取締役制作局長就任（現任）	(注) 3	(注) 5	—
社外 取締役	—	岡田康男	1942年11月23日生	1965年4月 東海紙製品株式会社入社 1982年4月 弁護士名簿登録（東京弁護士会入会） 1985年4月 岡田康男法律事務所 （現太陽コスモ法律事務所）開設 2011年8月 当社法律顧問就任 2018年1月 当社法律顧問退任 2018年2月 当社社外取締役就任（現任）	(注) 3	(注) 5	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数 (株)
常勤監査役	—	牛山幸彦	1946年10月26日生	1965年3月 1999年2月 2001年2月 2002年2月 2004年2月 2005年4月 2007年4月 2016年11月	警視庁入庁 千住警察署長 人事第二課長(警視正) 中央警察署長 交通部参事官 警視庁東京消防庁担当副出納長 森ビル株式会社入社 当社監査役就任(現任)	(注) 4	(注) 5	—
監査役	—	宇野光洋	1972年4月30日生	1997年4月 2000年10月 2004年4月 2005年8月 2008年1月 2008年2月 2010年1月 2010年3月 2010年6月 2013年6月 2015年10月 2015年12月 2017年1月 2017年6月 2017年11月 2018年1月	株式会社岡村製作所入社 朝日監査法人 (現有限責任あずさ監査法人)入所 公認会計士登録 登録番号18506号 KPMG ロンドン事務所出向 宇野公認会計士・税理士事務所開所 スキルアップジャパン株式会社入社 株式会社シリウスコンサルティング 取締役就任(現任) 株式会社ATC 取締役就任(現任) TCBホールディングス株式会社 社外取締役就任 東京芝公認会計士共同事務所 共同代表就任(現任) Sirius Consulting 合同会社 代表社員就任(現任) 当社監査役就任(現任) 株式会社ワイズインベストメント 取締役就任(現任) NPO法人日本スマートドライバー 機構監事(現任) 株式会社 lohas beans 監査役(現任) ウノ・アンド・アソシエイツ合同会社 代表社員(現任)	(注) 4	(注) 5	—
監査役	—	岡崎鶴男	1933年11月4日生	1952年11月 1983年2月 1987年9月 1989年3月 1992年9月 1992年9月 2007年5月 2010年7月 2016年11月 2018年9月 2018年9月	警視庁入庁 同庁千住警察署長 同庁警視正 同庁麻布警察署長 同庁警視長 有限会社岡崎 代表取締役社長就任 (現任) 株式会社グローバル住販 監査役就任 株式会社 THE グローバル社 監査役就任 当社監査役就任(現任) 株式会社グローバル住販 監査役退任 株式会社 The グローバル社 監査役退任	(注) 4	(注) 5	—
計								999,900

- (注) 1. 取締役岡田康男は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役牛山幸彦、宇野光洋及び岡崎鶴男は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2026年2月26日開催の定時株主総会終結の時から、2026年11月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、2026年2月26日開催の定時株主総会終結の時から、2029年11月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
5. 2025年11月期における役員報酬の総額は80,232千円を支給しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】



① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、長期継続的に企業価値を高めることを目指し、健全で透明性の高い経営を行い、コンプライアンスとタイムリー・ディスクロージャーを徹底することにより、株主やお客様など当社グループを取り巻く全てのステークホルダーの利益を守ることが重要であると認識しております。この実現には、コーポレート・ガバナンスの更なる強化が不可欠であり、そのための権限と責任の明確化や情報伝達の迅速化、情報管理体制の強化及び更なる経営の効率化など、経営組織体制の整備に努めております。

② 会社の機関の内容

イ. 取締役会

当社グループの取締役会は、6名の取締役（うち社外取締役1名）で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、決裁権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

ロ. 監査役会

当社グループは監査役会制度を採用しており、3名で構成されております。

監査役は、監査役規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

ハ. 会計監査

当社グループは、EY 新日本有限責任監査法人与監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお2025年11月期において監査を執行した公認会計士は原賀恒一郎氏、三宅孝典氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士4名その他6名であります。

なお当社グループと監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

③ 内部統制システムの整備の状況

当社グループは、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

④ 内部監査及び監査役の状況

当社グループの内部監査は、代表取締役社長直轄組織である、内部監査室が主管部署として業務を監査しております。内部監査室は、被監査部門からの独立性を確保しながら、営業・管理両面から、リスクに応じた監査を実施しております。年度の初めに立案された監査計画に基づき監査を実施し、報告書を取りまとめ、社長に報告するプロセスを経ます。そのうえで、社長名義の改善指示書を被監査部門へ交付し、フィードバックを行います。改善指示書を受けた被監査部門では、指示書に基づき改善を進め、改善状況について代表取締役社長宛に報告します。

一方、監査役監査では、コーポレート・ガバナンス体制の実効性維持・向上のため、取締役に対する監視・監督を行い、必要に応じて各種の報告請求や調査を行うことにより、経営層の牽制を行っております。

各担当において監視・監督を行いつつ、内部監査、監査役及び監査法人が相互に連携し、情報伝達・交換を通じて、三様監査を実効性あるものとしています。

⑤ リスク管理体制の整備の状況

当社グループのリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として経営管理局が情報の一元化を行っております。また、当社グループは企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑥ 社外取締役及び社外監査役の状況

当社グループの社外取締役は1名及び社外監査役は3名を選任しております。社外取締役は、社内取締役に対する監督、見識に基づく経営への助言を通じ、取締役会の透明性を担っており、また社外監査役は、経営に対する監視、監督機能を担っております。

社外取締役岡田康男氏は、当社グループとの間には人的関係、資本的関係、または、取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役牛山幸彦氏、同 宇野光洋氏、同 岡崎鶴男氏は、提出日現在、当社の新株予約権 2,400 株相当分を保有しておりますが、それ以外にその他の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。

なお、当社は、社外取締役または社外監査役の独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、選任を行っております。

⑦ 役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストック オプション	
取締役（社外取締役を除く）	63,240	63,240	—	—	5
監査役（社外監査役を除く）	—	—	—	—	-
社外役員	16,992	16,992	—	—	4

⑧ 取締役及び監査役の定数

当社グループの取締役は7名以内、監査役は3名以内とする旨を定款で定めております。

⑨ 取締役の選任決議要件

当社グループは、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑩ 株主総会の特別決議要件

当社グループは、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑪ 自己の株式の取得

当社グループは、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑫ 中間配当に関する事項

当社グループは、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第 454 条第 5 項の定めに基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑬ 取締役及び監査役の責任免除

当社グループは、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であったものを含む）及び監査役（監査役であったものを含む）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑭ 社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社グループは、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑮ 株式の保有状況

イ. 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式について、株式の価値の変動又は配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式に区分しております。なお、当社は、提出日現在において、純投資目的である投資株式を保有しておりません。

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式は、取締役会において、当該保有先との取引の状況を踏まえた事業遂行上のメリットその他の経済合理性等を基に、当該株式の保有継続が当社の企業価値向上に資するかどうかを個別銘柄ごとに定期的に検証しております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (千円)
非上場株式	1	5,000
非上場株式以外の株式	—	—

(当該事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額 (千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	1	5,000	中長期的な企業価値向上に資する 可能性があると判断したため
非上場株式以外の株式	—	—	—

(当該事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額 (千円)
非上場株式	—	—
非上場株式以外の株式	—	—

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
該当事項はありません。

ハ. 保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
発行者	28,000	—
連結子会社	—	—
計	28,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

（最近連結会計年度）

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

（最近連結会計年度）

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社グループの事業規模等を勘案して監査報酬額を決定しております。

第6【経理の状況】

1 連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当連結会計年度（2024年12月1日から2025年11月30日まで）の連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、会計基準等の内容を適切に把握し、運用できる体制を整備するため、監査法人及び各種団体の主催する研修へ参加するなど、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年11月30日)	当連結会計年度 (2025年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	393,587	351,517
売掛金	63,449	78,821
仕掛品	107,038	142,652
その他	24,663	32,773
流動資産合計	588,739	605,763
固定資産		
有形固定資産		
建物	65,530	65,530
減価償却累計額	△37,879	△39,305
建物（純額）	※ 27,651	※ 26,225
機械装置及び運搬具	10,094	10,094
減価償却累計額	△9,854	△9,974
機械装置及び運搬具（純額）	240	119
土地	※ 30,851	※ 30,851
工具、器具及び備品	47,543	52,733
減価償却累計額	△44,428	△46,434
工具、器具及び備品（純額）	3,115	6,299
有形固定資産合計	61,858	63,495
無形固定資産		
ソフトウェア	273	67
その他	149	149
無形固定資産合計	423	217
投資その他の資産		
差入保証金	90,451	144,501
投資有価証券	-	5,000
繰延税金資産	2,441	5,585
その他	306	206
投資その他の資産合計	93,199	155,293
固定資産合計	155,480	219,006
資産合計	744,220	824,770

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年11月30日)	当連結会計年度 (2025年11月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	9,300	12,004
1年内返済予定の長期借入金	※ 89,282	※ 87,840
未払費用	70,185	83,588
未払法人税等	17,783	23,441
未払消費税等	19,986	16,734
契約負債	16,232	22,998
その他	1,403	3,395
流動負債合計	224,173	250,003
固定負債		
長期借入金	※ 147,936	※ 145,102
固定負債合計	147,936	145,102
負債合計	372,109	395,105
純資産の部		
株主資本		
資本金	17,000	17,000
利益剰余金	349,181	406,186
自己株式	△5,000	△5,000
株主資本合計	361,181	418,186
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	10,929	11,478
その他の包括利益累計額合計	10,929	11,478
純資産合計	372,110	429,665
負債純資産合計	744,220	824,770

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自2023年12月1日 至2024年11月30日)	当連結会計年度 (自2024年12月1日 至2025年11月30日)
売上高	1,427,286	1,592,045
売上原価	798,080	872,054
売上総利益	629,206	719,990
販売費及び一般管理費	※ 565,944	※ 612,966
営業利益	63,262	107,023
営業外収益		
受取利息	0	0
為替差益	115	326
営業外収益合計	115	327
営業外費用		
支払利息	2,080	2,226
営業外費用合計	2,080	2,226
経常利益	61,297	105,125
税金等調整前当期純利益	61,297	105,125
法人税、住民税及び事業税	21,997	34,434
法人税等調整額	3,004	△3,144
法人税等合計	25,002	31,290
当期純利益	36,294	73,834
親会社株主に帰属する当期純利益	36,294	73,834

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自2023年12月1日 至2024年11月30日)	当連結会計年度 (自2024年12月1日 至2025年11月30日)
当期純利益	36,294	73,834
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	※1、2 393	※1、2 549
その他の包括利益合計	393	549
包括利益	36,688	74,384
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	36,688	74,384

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自2023年12月1日 至2024年11月30日）

（単位：千円）

	株主資本				その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	17,000	329,717	△5,000	341,717	10,535	10,535	352,252
当期変動額							
剰余金の配当		△16,830		△16,830			△16,830
親会社株主に帰属する当期純利益		36,294		36,294			36,294
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					393	393	393
当期変動額合計	—	19,464	—	19,464	393	393	19,858
当期末残高	17,000	349,181	△5,000	361,181	10,929	10,929	372,110

当連結会計年度（自2024年12月1日 至2025年11月30日）

（単位：千円）

	株主資本				その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	17,000	349,181	△5,000	361,181	10,929	10,929	372,110
当期変動額							
剰余金の配当		△16,830		△16,830			△16,830
親会社株主に帰属する当期純利益		73,834		73,834			73,834
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					549	549	549
当期変動額合計	—	57,004	—	57,004	549	549	57,554
当期末残高	17,000	406,186	△5,000	418,186	11,478	11,478	429,665

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自2023年12月1日 至2024年11月30日)	当連結会計年度 (自2024年12月1日 至2025年11月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	61,297	105,125
減価償却費	3,300	3,758
受取利息	△0	△0
支払利息	2,080	2,226
売上債権の増減額 (△は増加)	△20,219	△15,371
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△8,929	△35,613
契約負債の増減額 (△は減少)	5,055	6,766
仕入債務の増減額 (△は減少)	△1,796	2,703
未払費用の増減額 (△は減少)	16,076	13,390
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△530	△3,252
預り金の増減額 (△は減少)	△3,144	1,992
その他	2,355	△6,599
小計	55,544	75,126
利息の受取額	0	0
利息の支払額	△2,080	△2,226
法人税等の支払額	△12,594	△28,776
営業活動によるキャッシュ・フロー	40,869	44,123
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△193	△5,190
差入保証金の差入による支出	—	△55,460
投資有価証券の取得による支出	—	△5,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△193	△65,650
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	100,000	100,000
長期借入金の返済による支出	△100,974	△104,276
配当金の支払額	△16,830	△16,830
財務活動によるキャッシュ・フロー	△17,804	△21,106
現金及び現金同等物に係る換算差額	401	562
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	23,274	△42,070
現金及び現金同等物の期首残高	370,313	393,587
現金及び現金同等物の期末残高	※ 393,587	※ 351,517

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

IGER America Corporation

(2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

投資有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く。）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～37年

機械装置及び運搬具 6～10年

工具、器具及び備品 3～15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの展開する広告ブランディング事業においては、パンフレット制作、ホームページ制作及び年間サポートサービスの提供等を行っております。

パンフレット制作、ホームページ制作による収益は、契約等に基づき顧客へ商品又はサービスを提供した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。ホームページの年間サポートサービス等の一定期間に充足される履行義務は、顧客がサービス提供期間を通じて便益を受けるため、当該期間に履行義務が充足されたと判断し、期間に応じて定額で収益を認識しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債と収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)
該当事項はありません。

(会計方針の変更)
該当事項はありません。

(表示方法の変更)
該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

1. 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

2. 適用予定日

2028年11月期の期首から適用します。

3. 当該会計基準の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中があります。

(連結貸借対照表関係)

※ 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年11月30日)	当連結会計年度 (2025年11月30日)
建物	23,338千円	22,488千円
土地	30,851	30,851
計	54,189	53,339

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年11月30日)	当連結会計年度 (2025年11月30日)
1年内返済予定の長期借入金	6,000千円	4,500千円
長期借入金	4,500	—
計	10,500	4,500

(連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)	当連結会計年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)
役員報酬	80,232千円	80,232千円
給料及び手当	168,679	182,610
支払手数料	59,047	76,058
地代家賃	83,035	83,444
広告宣伝費	52,374	65,739

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額

	前連結会計年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)	当連結会計年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)
為替換算調整勘定：		
当期発生額	393千円	549千円
その他の包括利益合計	393	549

※2 その他の包括利益に関する法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)	当連結会計年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)
為替換算調整勘定：		
税効果調整前	393千円	549千円
税効果額	—	—
税効果調整後	393	—
その他の包括利益合計		
税効果調整前	393	549
税効果額	—	—
税効果調整後	393	549

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,070,000	—	—	1,070,000
合計	1,070,000	—	—	1,070,000
自己株式				
普通株式	50,000	—	—	50,000
合計	50,000	—	—	50,000

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年2月28日 定時株主総会	普通株式	16,830	16.5	2023年11月30日	2024年2月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年2月27日 定時株主総会	普通株式	16,830	利益剰余金	16.5	2024年11月30日	2025年2月28日

当連結会計年度（自 2024 年 12 月 1 日 至 2025 年 11 月 30 日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,070,000	—	—	1,070,000
合計	1,070,000	—	—	1,070,000
自己株式				
普通株式	50,000	—	—	50,000
合計	50,000	—	—	50,000

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年2月27日 定時株主総会	普通株式	16,830	16.5	2024年11月30日	2025年2月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年2月26日 定時株主総会	普通株式	33,660	利益剰余金	33.0	2025年11月30日	2026年2月27日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)	当連結会計年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)
現金及び預金勘定	393,587千円	351,517千円
現金及び現金同等物	393,587	351,517

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

売掛金は信用リスクの低い顧客に対するものであり、かつ短期的に回収予定のものであります。

差入保証金は、主に事務所の賃貸借契約における保証金であり、差入先の信用リスクにさらされております。

買掛金はそのほとんどが2カ月以内の支払期日であります。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について与信管理規程に基づき、取引先の状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券は、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、資金繰表を作成することにより管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前連結会計年度（2024年11月30日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
差入保証金	90,451	90,363	△88
資産計	90,451	90,363	△88
長期借入金（1年内返済予定のものを含む）	237,218	233,007	△4,210
負債計	237,218	233,007	△4,210

(※)「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払費用」、「未払法人税等」、「未払消費税等」については、短期間で決済されるものであり、時価が帳簿価額に近似するものであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（2025年11月30日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
差入保証金	144,501	143,801	△700
資産計	144,501	143,801	△700
長期借入金（1年内返済予定のものを含む）	232,942	229,896	△3,045
負債計	232,942	229,896	△3,045

(※1)「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払費用」、「未払法人税等」、「未払消費税等」については、短期間で決済されるものであり、時価が帳簿価額に近似するものであるため、記載を省略しております。

(※2) 差入保証金の連結貸借対照表計上額及び時価には、回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額（資産除去債務の未償却残高）602千円が含まれております。

(※3) 市場価格のない株式等は、上記表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 (千円) (2025年11月30日)
非上場株式	5,000

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2024年11月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	393,587	—	—	—
売掛金	63,449	—	—	—
合計	457,036	—	—	—

当連結会計年度（2025年11月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	351,517	—	—	—
売掛金	78,821	—	—	—
合計	430,338	—	—	—

(注) 2. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度 (2024 年 11 月 30 日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	89,282	67,848	46,688	28,362	5,038	—
合計	89,282	67,848	46,688	28,362	5,038	—

当連結会計年度 (2025 年 11 月 30 日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	87,840	66,680	48,354	25,030	5,038	—
合計	87,840	66,680	48,354	25,030	5,038	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれの属するレベルのうち、時間の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度 (2025 年 11 月 30 日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	143,801	—	143,801
資産計	—	143,801	—	143,801
長期借入金 (1年以内返済予定を含む)	—	229,896	—	229,896
負債計	—	229,896	—	229,896

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金の時価は、将来キャッシュ・フローを返還予定日までの期間及び国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金の時価は、元利金の合計額を当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

前連結会計年度 (2024 年 11 月 30 日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (2025 年 11 月 30 日)

非上場株式 (連結貸借対照表計上額 5,000 千円) については、市場価格のない株式等のため記載事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度 (2024 年 11 月 30 日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (2025 年 11 月 30 日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度 (自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 11 月 30 日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 2024 年 12 月 1 日 至 2025 年 11 月 30 日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

前連結会計年度(自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション	第2-2回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 元当社取締役 1名	当社取締役 4名 元当社取締役 1名 当社監査役 3名 当社従業員 57名	当社従業員 4名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 22,500株	普通株式 18,000株	普通株式 400株
付与日	2016年11月25日	2017年8月25日	2017年11月28日
権利確定条件	付与日(2016年11月25日)以降、権利確定日(2018年11月24日)まで継続して勤務していること。	付与日(2017年8月25日)以降、権利確定日(2019年8月25日)まで継続して勤務していること。	付与日(2017年11月28日)以降、権利確定日(2019年11月28日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	自 2016年11月25日 至 2018年11月24日	自 2017年8月25日 至 2019年8月25日	自 2017年11月28日 至 2019年11月28日
権利行使期間(注2、3)	自 2018年11月25日 至 2026年11月24日	自 2019年8月26日 至 2027年6月25日	自 2019年11月29日 至 2027年9月28日

(注) 1 株式数に換算して記載。

2 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は使用人の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合等正当な理由があり、当社取締役会において認められた場合はこの限りではない。

3 第1回新株予約権者は原則として、権利行使期間の開始日と、当社株式が東京証券取引所第一部市場に上場した日のいずれか遅い方の日から、本新株予約権の全部を行使することができる。

ただし、権利行使期間の開始日が到来し、且つ、当社株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された後、当社の取締役会の決議により行使を認められた場合は、新株予約権者は、本新株予約権の全部を行使することができる。

第2回及び第2-2回新株予約権者は、当社株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。

(2)ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2025年11月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション	第2-2回 ストック・オプション
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	21,575	11,100	100
付与	—	—	—
失効	—	—	100
権利確定	—	—	—
未確定残	21,575	11,100	—
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

② 単価情報

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション	第2-2回 ストック・オプション
権利行使価額（円）	48	100	100
行使時平均株価（円）	—	—	—
付与日における公正な評価 単価（円）	—	—	—

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与時点において、当社は株式を金融商品取引所に上場していないため、公正な評価単価を単位当たりの本源的価値により算定しております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、純資産方式により算定された価格に基づき決定しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 37,064 千円

(2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの
権利行使日における本源的価値の合計額 — 千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年11月30日)	当連結会計年度 (2025年11月30日)
繰延税金資産		
未払事業税	1,686	2,590
貯蔵品	327	311
フリーレント賃料	830	508
仮払消費税	△75	△46
一括償却資産	—	51
関係会社株式評価損	2,570	2,570
ソフトウェア仮勘定	—	2,422
資産除去債務	4,722	5,210
繰延税金資産小計	10,061	13,619
評価性引当額	△7,620	△8,034
繰延税金資産合計	2,441	5,585
繰延税金負債		
繰延税金負債合計	—	—
繰延税金資産純額	2,441	5,585

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2024年11月30日)	当連結会計年度 (2025年11月30日)
法定実効税率	34.6%	34.6%
(調整)		
資産除去債務	7.7%	0.5%
均等割	1.3%	0.8%
税額控除	△1.9%	△5.5%
その他	△0.9%	△0.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	40.8%	29.8%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以降開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年9月1日以降開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率34.6%から35.4%に変更し計算しております。なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(持分法損益等)

前連結会計年度 (自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 11 月 30 日)
該当事項はありません

当連結会計年度 (自 2024 年 12 月 1 日 至 2025 年 11 月 30 日)
該当事項はありません。

(企業結合等関係)

前連結会計年度 (自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 11 月 30 日)
該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 2024 年 12 月 1 日 至 2025 年 11 月 30 日)
該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度 (自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 11 月 30 日)

当社及び連結子会社は、本社等オフィスの不動産賃借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

当連結会計年度 (自 2024 年 12 月 1 日 至 2025 年 11 月 30 日)

当社及び連結子会社は、本社等オフィスの不動産賃借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度 (自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 11 月 30 日)
該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 2024 年 12 月 1 日 至 2025 年 11 月 30 日)
該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは広告ブランディング事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益、キャッシュ・フローの性質、計上時期等は概ね単一であることから、収益を分解した情報の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

注記事項の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 (3)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から当連結会計年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	43,229 千円	63,449 千円
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	63,449 千円	78,821 千円
契約負債 (期首残高)	11,176 千円	16,232 千円
契約負債 (期末残高)	16,232 千円	22,998 千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の報告セグメントは「広告ブランディング事業」のみであり、セグメント別の記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 11 月 30 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の 10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2024 年 12 月 1 日 至 2025 年 11 月 30 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の 10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 11 月 30 日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024 年 12 月 1 日 至 2025 年 11 月 30 日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 11 月 30 日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024 年 12 月 1 日 至 2025 年 11 月 30 日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 11 月 30 日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024 年 12 月 1 日 至 2025 年 11 月 30 日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 11 月 30 日）

関連当事者取引との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る）等

該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び主要株主	木田 裕士	—	—	当社代表取締役社長	(被所有) 直接 49.01	債務被保証	大阪事業所賃貸契約に係る債務被保証（注）	4,481	—	—

(注) 大阪事業所の賃貸契約に対して、当社代表取締役社長木田裕士の債務保証を受けております。なお、当該債務被保証について、保証料の支払いは行っておりません。また、取引金額は当該債務被保証に係る年間の賃借料を記載しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024 年 12 月 1 日 至 2025 年 11 月 30 日）

関連当事者取引との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る）等
該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び主要株主	木田 裕士	—	—	当社代表取締役社長	(被所有) 直接 49.01	債務被保証	大阪事業所賃貸契約に係る債務被保証（注）	4,481	—	—

(注) 大阪事業所の賃貸契約に対して、当社代表取締役社長木田裕士の債務保証を受けております。なお、当該債務被保証について、保証料の支払いは行っておりません。また、取引金額は当該債務被保証に係る年間の賃借料を記載しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)	当連結会計年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)
1株当たり純資産額	364.81円	421.24円
1株当たり当期純利益	35.58円	72.39円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	34.52円	70.26円

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)	当連結会計年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	36,294	73,834
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	36,294	73,834
普通株式の期中平均株式数(株)	1,020,000	1,020,000
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (千円)	—	—
普通株式増加数(株)	30,979	30,887
(うち新株予約権(株))	(30,979)	(30,887)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整 後1株当たり当期純利益の算定に含めな かった潜在株式の概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定 の長期借入金	89,282	87,840	0.84	—
長期借入金 (1年以内に返済予定 のものを除く)	147,936	145,102	0.90	2027年～2030年
合計	237,218	232,942	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）の決算日後5年間の返済予定額は以下の通りであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	66,680	48,354	25,030	5,038

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年12月1日から翌年11月30日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3か月以内
基準日	毎年11月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年11月30日 毎年5月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 公告掲載URL https://field.ne.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年2月26日

株式会社 アイガー

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 原 賀 恒 一 郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三 宅 孝 典
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイガーの2024年12月1日から2025年11月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイガー及び連結子会社の2025年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。